

高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」及び高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県へき地医療施設設備整備費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、市町村、知事が適当であると認める者（次条第2号に掲げる事業に限る。）又はへき地医療拠点病院（以下「補助事業者」という。）が行う次条に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1)市町村が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業
- (2)市町村その他知事が認める者が行うへき地診療所の医療機器整備事業
- (3)市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業
- (4)市町村が行う患者輸送車の整備事業
- (5)へき地医療拠点病院や市町村等が行う巡回診療車の整備事業

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、次により算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1)別表第1の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2)前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3)1品につき算出された額が別表第1の第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて正副2通を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10

パーセント以内の変更を除く。)を要する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
- (10) 補助事業者は、前号ただし書きの規定により交付申請した場合は、第9条の実績報告書の提出にあたって、当該補助金額に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。また、第9条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。
- (11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (12) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (13) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるもの

を間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(15) 県税の滞納がないこと。

(指令前着手の届出)

第7条 補助事業者は、事業等の都合により補助金の交付の決定の前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき。

(2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

(3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(4) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第6条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第10号、第12号及び第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 高知県へき地診療所設備整備費補助金交付要綱、高知県過疎地域等特定診療所設備整備費補助金交付要綱及び高知県へき地患者輸送車整備費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地医療拠点 病院設備整備費	1 か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院とし て必要な医療機器購入費	定額	1 品につき 250 千円
へき地診療所設 備整備費	1 か所当たり 16,500 千円	へき地診療所として必要 な医療機器購入費	2 分の 1	1 品につき 250 千円
過疎地域等特定 診療所設備整備 費	1 か所当たり 16,500 千円	過疎地域等特定診療所と して必要な医療機器購入 費	4 分の 3	1 品につき 50 千円
へき地患者輸送 車整備費 ※ 1	マイクロバス の場合 1 台当たり 2,829 千円 ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバ ス、ワゴン車等の購入費	2 分の 1	—
へき地巡回診療 車整備費 ※ 2	1 台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び診 療車に積載する医療機器 器具購入費	2 分の 1	—

※ 1 整備しようとする場所を中心とするおおむね半径4キロメートルの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては、徒歩で）15分以上を要する地域であること。

※ 2 原則として無医地区等を有する二次医療圏単位に整備するものとする。

別表第2（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調（別紙1のとおり）
- 4 事業計画書（別紙2のとおり）
- 5 添付書類
 - (1)見積書
 - (2)歳入歳出予算書（見込み）の抄本（別紙3のとおり）
 - (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、参考となる書類
 - (4)県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納付義務がない旨の申立書

補助金振込先 銀行名 支店
口座名義人（カナ）
種別（当座・普通）

口座番号

別紙2

事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度高知県へき地医療施設設備整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました上の事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第6条第1号（第2号、第3号）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由及びその理由
- 2 経費所要額調（別記第1号様式の別紙1のとおり）
- 3 事業計画書（別記第1号様式の別紙2のとおり）
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算書（見込み）の抄本
(2) (1)に掲げるもののほか、参考となる書類

第3号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金(変更)交付の決定がありました令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金について、令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第6条第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第6条第10号に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

(注)：参考となる書類（金額の積算の内訳等）を添えてください。

第4号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度高知県へき地医療施設設備整備事業指令前着手届

下記事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので、高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 令和 年 月 日
- 4 完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付指令を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 補助金の交付指令を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 事業の着手から補助金の交付指令を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。

第5号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定の通知がありました事業が完了しましたので、令和 年度高知県へき地医療施設設備整備費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の種類
- 2 経費所要額精算書（別紙1のとおり）
- 3 事業実績報告書（別紙2のとおり）
- 4 添付書類
 - (1)当該事業に係る歳入歳出決算書（見込み）の抄本（別紙3のとおり）
 - (2)補助事業の概要を示す写真
 - (3)契約書の写し、検収調書の写し
 - (4)(1)、(2)、(3)のほか、参考となる書類

別紙2

事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

